

情報通信機器を用いた診療について

当院では、患者さまの同意の下、特定の方に限り情報通信機器をもちいた診療を行っております。尚、初診の場合には、以下の処方はいりません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

一般名処方について（一般名処方加算）

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

電子的診療情報連携体制整備加算3

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。マイナ保険証の利用を通じて患者さんの診療情報を取得・活用して質の高い医療の提供に努めています。今後、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋を発行する体制を順次開始予定です。マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

時間外対応加算1

当院では再診患者様に対して時間外も医師と連絡が取れるような体制を取っています。

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

発熱患者様の対応

当院では、通院歴のない患者様の発熱外来の対応をしております。来院前に必ずお電話いただき、ご案内させていただいております。

- ・別添1「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注21に規定する在宅医療DX情報活用加算
- ・外来感染対策向上加算

（上記は記載のみで大丈夫です）

これらの文言を、

下記のような形で診療所のHPに掲載をしていただきたいと思います。

《電子的診療情報連携体制整備加算3》

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室等で閲覧・活用できる体制を整備しております。
- ・マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療の提供に努めております。
- ・診療報酬の算定項目や点数が記載された明細書を無料で発行しております。

《外来感染対策向上加算》

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進しております。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施しております。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けて対応しております。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに基づき院内感染対策を推進しております。
- ・感染対策に関しては富山県立中央病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めております。